

美浜の会ニュース

No. 120

2012. 12. 23改訂版

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

大飯原発断層調査・・・判断の引き延ばしはもう許せません

原子力規制委員会は

年末の追加調査と年初の評価会合で活断層との判断を下すべき

【緊急署名】「もう待てません！大飯原発止めよう署名」 短期間で広めよう (第2次集約:1月6日)

自公政権の巻き返しに、これまでの運動を土台に一層活動を強め、対抗していこう



原子力規制委員会は、12月28・29日頃に大飯原発の活断層追加調査を予定している。新聞報道では、年明けに評価会合が開かれる見通しだ。規制委員会は11月の現地調査と評価会合で判断を先送りしたが、もう判断の先送りは許されない。

26日に発足する自公政権は、原発推進政策を推し進めていくに違いない。巻き返しの動きは、原発の地元で始まっている。福井県議会は18日の議会最終日に意見書を採択し、規制委員会の断層調査にけん制をかけている。「少人数の専門家が短期間の現地調査のみで判断している」として、規制委員会の判断ではなく、国が地元の意見を聞いて再稼働を判断するよう求めている。「信頼の持てる原子力規制を国に強く求める意見書」は、自民、民主、公明などの議員が賛成し、無所属と共産の二人が反対で可決された。同様の動きは敦賀市議会でも起きている。

厳しくなっていく情勢の中でも、活断層による原発の危険性はなんら変わることはない。これまでの活動の成果と多くの脱原発の意思を土台として、今後一層運動を強める以外にない。市民の粘り強い活動によって、地方議会では、敦賀1号や美浜1・2号の廃炉を求める意見書が可決されるなどの動きも出てきている。規制委員会の断層調査、安全基準作り、福島県民の健康調査問題等々、具体的な課題で規制委員会への監視を強めていこう。

当面の運動の焦点は、唯一稼働している大飯原発の活断層追加調査に焦点を合わせて、運転停止につなげる運動を拡大していくことだ。署名をはじめ、自治体、議会などへの働きかけを強めていこう。

◆敦賀原発の断層調査 調査団の活断層であるとの判断と、電力・地元推進派の巻き返し

規制委員会は、大飯原発に続いて敦賀原発の断層調査を行った。12月1～2日に現地調査を実施し、10日の評価会合で、敦賀2号の原子炉建屋直下を通る破碎帯が活断層であるとの判断で一致した。島崎邦彦委員長代理は「調査の結果、敷地内の断層が今後も動くといって差し支えない。直上の施設に重要な影響を与える恐れがある」との見解をまとめた。また、敷地内に「1級の活断層」である浦底断層があることについても「そもそも敷地内にあると分かっていたら、普通は(原発を)つくらない」と述べた。日本原電は調査の継続を求めたが、「今あ

るデータで判断した」とデータは十分との認識を示し、原電の要求を退けた。規制委員会の田中委員長は12日の定例会合で「なかなか再稼働に向けた安全審査は難しいとの印象を受けた」とし、事実上再稼働の判断はできないとの趣旨を述べている。

しかし、日本原電は10日に、調査団の判断は受け入れられないとのコメントを発表し、翌11日には「科学的見地から様々な疑問」があるとして規制委員会に公開質問状を出した。これまで浦底断層が活断層であることを頑強に認めず、活断層隠しを行ってきた自らの姿勢に対する何の反省もない。18日には、追加のボーリング調査等を2月末まで実施する計画書を規制委に提出した。

さらに福井県知事も「科学的判断を示すべき。説明を」と述べ、調査団の判断を批判した。河瀬敦賀市長にいたっては、相変わらず「疑わしきは罰せず」などと敦賀2号の存続を口にしてしている。選挙後は地元推進派が勢いを増している。敦賀市議会では、科学的根拠に基づいた判断基準を明確にして説明することを求める意見書が21日の議会最終日にも採択されようとしている。17日の原子力発電所特別委員会では全会一致にならなかったため、保守系議員などが本会議に提案するという。福井県議会でも上述のように、規制委員会の断層調査をけん制する意見書が採択された。

このように、敦賀原発の活断層判断を無きものにしようとする動きが進んでいる。規制委員会は、敦賀断層調査について報告書をまとめるとしている。当初の判断を覆すことのないように、監視を強めていこう。

13・14日には東通原発敷地内の活断層調査が行われ、20日に調査団の評価会合が行われる。現地調査直後に調査団は、断層の上にある地層のズレについて「(変形は)10万年前よりも新しい時代のもの。断層の再活動が強く影響している」「10万年前より新しい時代に確実に地殻変動があった」と述べ、活断層の可能性を強く示唆した。活断層だと認められれば、耐震安全性評価のやり直しにつながる。さらに、東通原発の活断層調査は、六ヶ所再処理工場の活断層問題にもつながっていく。20日の評価会合を監視していこう。

◆ 12月末の大飯原発断層調査 判断の引き延ばしはもう許されない

大飯原発では12月末に追加の現地調査が行われる(新聞報道では12月28・29日頃で調整中とのこと)。11月2日に実施された現地調査と4・7日の評価会合で判断を先送りして追加調査を決めたためだ。当初は年明けに追加調査と言われていたが、台場浜周辺の調査が可能になったことと、市民や自治体から早期に判断を示すべきとの声によって年末に実施される予定である。

そもそも11月の評価会合では、活断層の可能性を否定する専門家は一人もいなかった。敷地内のF-6断層について、台場浜の調査を基に島崎邦彦委員長代理は、「12万～13万年前以降に動いたことが確認された。ズレの原因は、活断層によると考えても矛盾はないが、地滑りの可能性もある」とまとめた。この段階ですでに「安全審査の手引き」に示されている活断層の定義を十分に満足していた。関電が主張する「地滑りによる地層のズレ」を支持する専門家はいなかった。11月4日の第一回評価会合直後の「55時間緊急署名」は短時間で12,301筆集まり、7日の第二回評価会合前に、規制委員会や関電に提出した。しかし、規制委員会は7日の評価会合でも判断を先送りし、追加調査を関電に求めた。

国の「安全審査の手引き」(発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き2010.12.8)では、「疑わしきは活断層」と判断することになっている。さらに、活断層の真上に重要施設を設置することを禁じている。大飯の場合、F-6活断層の上に非常用取水路(耐

震Sクラスの重要施設)が通っている。「安全審査の手引き」に従えば、11月の段階で活断層と判断され、運転は認められないはずだった。

調査団の渡辺満久教授は「F-6は活断層である」と断定し、さらなる調査のためには、大飯3・4号の運転を停止すべきだと評価会合でも発言している。さらに渡辺氏は、大飯原発近傍のFO-A、FO-B、熊川断層の3連動の可能性が高まっていること、それら活断層の上盤の変形帯の中に大飯原発が位置しており、きわめて危険な場所に原発が立地していること、3連動につられて敷地内の多くの断層が動き、施設に重大な被害を及ぼす危険性を警告している。(12頁参照)

12月末の追加調査で、活断層であるとの判断を示すべきだ。いつまでも判断を引き延ばせば、関電の思うつぼにはまってしまう。

◆関電は大飯原発を止めないために、追加調査で時間かせぎ

関電は11月22日に追加調査計画を発表した。関電の計画では調査結果を2月中旬にまとめ、その後さらに調査を継続し、最終報告の時期は未定としている。最終報告は夏以降との報道もある。大飯3・4号は来年9月に定期検査に入るため、追加調査で時間稼ぎをして、運転の停止をなんとしても避けようとしている。さらに、問題になっているF-6断層の長さを900mから600mに切り縮め、断層の位置を変更して重要施設(非常用取水路)の真下に活断層はないことにしてしまおうとしている。破廉恥きわまりない。

10・11月には京都府・京都市や大阪府に対して、大飯原発の運転停止を求める申し入れが行われた。大阪府に対しては11月12日に65団体の連名で「政府と原子力規制委員会に対し、大飯原発3・4号機の即時停止を強く求めてください」の要望書を提出した。申し入れの際に大阪府の担当者は「規制委員会は、安全基準の策定とは別に、活断層について至急判断をしてほしい。これが大阪府の見解だ」と述べた。これらの取り組みも背景にあり、11月27日に関西広域連合は、規制庁長官に「大飯発電所が現に稼働していることを踏まえ、活断層の調査を主導的かつ迅速に実施するとともに、明確な見解を早期に示すこと」を申し入れた。京都府知事が規制庁に出向いて申し入れ書を手渡した。関電の調査引き延ばしに対して「調査を主導的かつ迅速に実施する」ことを求めている。

このような動きの中で、規制委員会は12月末に追加調査を行うことになった。評価会合は年明け早々と予想される。判断の引き延ばしはもう許されない。地元福井をはじめ京都北部ではこれから雪の季節となる。大雪の中で事故が起これば避難など到底できない。

◆規制庁の放射能拡散予測は過小評価。再稼働を止める手がかりにしよう

規制委員会は原発の再稼働の条件として、地域防災計画の策定をあげている。規制庁は福島原発並みの事故が起きた場合の被ばくシミュレーションを10月24日の規制委員会で報告した(12月13日に総点検改訂版を公表)。「ミス」の繰り返しで批判を浴びたものだが、規制庁の放射能拡散予測による7日間での被ばく線量100mSvの範囲は、ほぼ30km圏内に収まっている。防災対策を重点的に進めるUPZを30km圏内とする意図に合わせたものだ。そのため規制庁の拡散予測は、著しい過小評価となっている。そのカラクリは、被ばく線量が最も厳しくなる値(100%値)ではなく、被ばく量が高い方から3%分を除いた264番目の値(97%値)を採用するという計算方式によっている。また、放射エネルギーは全量が放出した場合を前提にしているが(12月21日の署名提出時に原子力防災課長に確認)、風向の現れる頻度が比較的小さい方位では(例えば、大飯原発のSW方位の3.1%の場合)、97%値方式は必然的に

大気安定度が悪く被ばく線量が低い場合を採用し、通常よく出現する大気安定度が高くて被ばく線量が高くなる場合を切り捨てることになる。さらに琵琶湖の汚染による水や食物による内部被ばくも除外している。(6頁参照)

規制庁の試算を基に、最も厳しい被ばくとなる場合(100%値。放射能の放出量は全量)の被ばく量は極めて高い値となる。7日間の被ばく量は、若狭の20km圏内で400mSv以上、30km圏内の京都北部や滋賀北西部では200mSv以上、京都市で約120mSv、大阪市で約70mSv、和歌山市でも約36mSvとなる。このような状況で地域防災計画など作れるはずがない。

そもそも7日間で100mSvという基準自身が高すぎる。チェルノブイリ原発事故では年5mSv以上が避難の義務ゾーン、1~5mSvが避難の権利ゾーンであった。高すぎると批判を浴びた福島原発事故時の年20mSvと比べても、初期の避難基準とはいえ7日間で100mSvは高すぎる。

11月12日の大阪府への申し入れでは、規制庁のシミュレーションを基にして放射能放出量50%の図で説明した。大阪府の防災計画は「避難者受け入れ」が中心になっているが、約900万の大阪府民の避難はできるのかと尋ねた。府の担当者は「確かに避難自体が不可能です」と認め、大阪は30km圏外であるため規制庁から何ら説明もないとのことだった。

規制庁のシミュレーションを基に、地域防災計画は不可能であり、被ばくを避けるためには原発の停止しかないことを自治体などに申し入れていこう。再稼働を止める手がかりとしていこう。

◆民事と行政二つの裁判 活断層と制御棒挿入問題を争点に

大飯原発運転差し止め仮処分裁判は、11月28日に第7回審尋が行われた。原告は大飯断層調査団が示した活断層の可能性を否定できないとする統一見解や、渡辺満久さんの意見書—活断層の3連動の可能性と大飯原発がこれら活断層の変形帯の中に位置すること—等を提出した。原告の主張書面では、国の「安全審査の手引き」に従えば、大飯原発の運転継続は許されるものではないと強く主張した。関電は地震については3連動を否定し、敷地内F-6断層の「地滑り説」などには一切触れず「調査継続中」と記しただけだった。

この日の裁判で、裁判長が交代となった。新しい裁判長は、これまでの裁判の争点を確認していった。活断層の評価については「国の活断層の調査がやられている中で、裁判所としては慎重にならざるを得ない」と述べ、また追加調査によって「新たなデータ・証拠が出るのでは」とも述べた。国の調査結果の前に判断を示すことに躊躇しながらも慎重を期したいとのニュアンスだった。(10頁参照)

国相手の運転停止を求める裁判は、10月19日に第2回法廷が開かれた。こちらの争点も、活断層の3連動の場合に制御棒が基準値2.2秒以内に挿入できるのかという点と、敷地内活断層の問題であり、これらが国の技術基準に違反すると原告は主張している。国は、制御棒挿入性の問題も活断層の問題も設置許可当時の問題であり、後になって技術基準違反が判明しても原発を止める法体系にはなっていないと無責任な主張を行っている。第2回法廷で裁判長は、国の主張に対して「後日に技術基準違反が分かっても遡及適合しないということだが、その根拠を説明してほしい。また後で技術基準違反が判明した場合には、行政としてどのような処置がとれるのか、とるのかを明らかにしてほしい」と求めた。国の主張の根本的な問題点を突いた発言だった。原告に対しては、原告適格に関して、原告の居住地と原発からの距離などを示す具体的資料を提出するよう求めた。

次回法廷は、1月18日となり、12月25日までに双方が書面を提出することになった。

行政訴訟は大阪地裁の大法廷で行われている。100名の原告・支援者がかけつけ、開廷前には長蛇の列となった。次回も多くの参加で大法廷を埋め尽くそう。

◆「もう待てません！大飯原発止めよう署名」を広げよう（第2次集約：1月6日）

12月5日から「もう待てません！大飯原発止めよう署名」を開始した。裁判の原告・支援者でつくる「おい原発止めよう裁判の会」をはじめ、福井県、関西2府4県と岐阜県の市民団体が共同で呼びかけている。

12月末の追加調査と年明けに開かれるであろう評価会合で活断層との判断を出すように求めている。早期の判断を求める理由は、①すでに11月の調査・評価会合で活断層と判断できる状況にあること、②判断の先送りは関電を利するだけであること、③今後のもんじゅ、美浜、志賀原発での断層調査においても悪しき前例を作ることになること等である。署名を通じて、市民が規制委員会を監視していること、早期の運転停止を求めている意思を伝えていこう。

署名の第一次集約は19日（19日20時で約4600筆）、規制庁への提出は21日となった。短い期間だが、年末の追加調査の前に、第一次の署名を提出するためだ。第二次集約は1月6日。年明けの評価会合前に間に合わせよう。年末年始をはさんでいるが、ネット署名や、生協での署名活動、各種集會に出向いたり、職場や地域の団地で呼びかけたり、裁判の学習・座談会に参加した人が自分の周りで集めたり等々署名活動が始まっている。短期間の署名なので、集中して署名を呼びかけていこう。

裁判の会の「学習・座談会」は京都市内、京都北部の綾部、大阪市内、茨木市内で取り込まれ、裁判の争点である、制御棒2・2秒問題と活断層問題、シミュレーション問題で活発な質問や意見が出されている。それを通じて、裁判のアピール行動への参加、署名活動や支援者になったりカンパを寄せてくれている。今後も「学習・座談会」を各地で開き、裁判の内容について理解を深め、次の活動につなげていこう。なんとしても裁判で勝利し、大飯原発を止めようという原告の熱い思いは、毎回の裁判所前でのアピール行動などにつながっている。

大飯原発の運転停止を求めて、地方議会での請願活動などが粘り強く取り組まれている。京田辺市では、大飯原発の運転を停止して活断層を調査するよう求める請願が委員会採択となり、年末の本会議での採択に向けて活動が続けられている。岐阜の山県市議会では、14日に40年以上経過した敦賀1号と美浜1・2号の廃炉を求める意見書が全会一致で採択された。岐阜県が公開したシミュレーションから、原発から70km以上離れた同市でも年間被ばく線量が20mSvを超えることなどを理由としている。岐阜県内の市民の粘り強い活動によるものだ。

選挙の結果によって、まずは立地地域の自民党・保守系議員、電力を中心に巻き返しが始まっている。中央政治では、夏の参議院選挙までは、露骨に急速に原発推進に舵を切りにくい状況があるためだ。私たちは、今後厳しくなると予想される状況の中で、警戒をおこたらず、そしてこれまでの運動の成果と多くの人々の脱原発の熱い思い、福島の人々の怒りを土台として、運動を強化していこう。

1月の裁判に結集しよう。

【国相手の裁判】 第3回法廷
1月18日（金）14:00～
大阪地裁202号法廷（大法廷）
原告・支援者とも傍聴できます
終了後に報告会 中之島中央公会堂

【関電相手の仮処分裁判】 第8回審尋
1月29日（火）10:00～
大阪地裁508号（傍聴は原告のみ）
アピール行動 9:15～9:45
大阪地裁正面玄関にて